

西東京市子ども条例に基づく取り組み ～子ども相談室の愛称募集と子ども条例副読本等の制作～

西東京市子ども条例に基づき、子どもがSOSを出しやすい仕組みとして、子ども相談室（子どもの相談・救済機関）を8月1日に開設しました。

開設に伴い、小学生や中学生の子どもたちが中心となり、「子ども相談室」と「子どもの権利擁護委員」の愛称を検討しており、9月には決定する予定です。

また、子ども条例の内容について理解を深めていただくため、小学校6年生の授業で使う副読本と、中学生と保護者や市民の方向けの広報冊子を制作します。

1 愛称募集について

「子ども相談室」及び「子どもの権利擁護委員」を子どもに知ってもらい、子どもにとって身近で利用しやすい場所にするため、子どもたちに愛称をつけてもらいます。

- 7月 中学校生徒会から愛称を募集
- 8月 小学生のワークショップで愛称候補を選定
- 9月 愛称候補の中から小学校のクラス投票で愛称を決定
- 11月 市民まつりにて、決定した愛称を応募した中学校生徒会の皆様を表彰

2 子ども条例副読本等の制作について

(1) 制作する内容

副読本 小学校6年生が学校の授業で使用します。

広報冊子 中学生、保護者、市民等向けの子どもの権利に関する講座等の機会に使用します。

(2) 制作に向けた取り組み

制作に当たっては、「副読本等制作会議（庁内組織）」を活用し、大学ゼミとの協働とともに、市教育委員会と連携しつつ、進めてまいります。

(3) 副読本等の使用開始時期

令和2年1月以降

【問い合わせ先】

子育て支援部 子育て支援課 子ども相談係（TEL：042-439-6645）

○小学生のワークショップで愛称候補を選定



8月17日(土)に、小学生30人が参加して、子ども相談室等の愛称を3つにしぼる子どものワークショップを実施しました。

ワークショップは、子どもの権利条約から子ども条例、子どもの相談・救済について、子どもの権利擁護相談・調査専門員の説明から始まり、参加していた小学生から、「わかりやすかった」という感想もありました。

応募があった愛称は、子ども相談室、子どもの権利擁護委員とも23個ずつでした。子どもたちは、グループに分かれて愛称の意味や印象を話し合い、グループで選んだ愛称を発表しました。

最後に、全員で投票した結果、愛称候補が3つずつ選出されました。

【ワークショップで選出された愛称】

子ども相談室の愛称候補
子どものゆりかご
ほっとルーム
見・まもルーム

子どもの権利擁護委員の愛称候補
スマイル(さん)
ハート・ケア
CPT (children protect team) ～子どもの笑顔を守るため～

○子どもに身近な相談室を目指して

子ども相談室を訪れるきっかけになるよう、住吉会館の交流ホール等で使える机上遊びの道具(トランプや百人一首等)や漫画を含めた本も設置しています。それらを貸したり返却したりする際におしゃべりをしながら、相談が無くても子どもたちと日常的なコミュニケーションをとり、相談しやすい関係作りをしていきたいと思っております。また、住吉会館まで来ることが難しいという相談があった場合、例えば相談者の近くの児童館等の公共施設に出向くこともしていきたいと考えています。